2021年9月9日 付

緊急事態宣言期間の延長に伴う都立学校の対応について（依頼）

新型コロナウイルス感染症の対応については、デルタ株への置き換わりが進み、若年層への感染が拡大しているところですが、各学校におかれましては、感染防止対策の徹底と学校運営の継続に取り組んでいただいているところです。

本日、国は東京都に対し現在発出されている緊急事態宣言を９月30日まで延長することを決定し、東京都は現行の緊急事態措置等を延長し、都民に対する日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛、事業者に対する休業や営業時間短縮、イベント等の開催制限等の要請を実施することとしました。

つきましては、以下に示した既発出済み通知文による取組を基本とし、特に下記の事項に取り組み、校内の感染症対策の強化に努めていただくようお願いいたします。

　なお、換気の徹底や不織布マスクの着用の際は、令和３年８月27日付３教学高第1445号「新型コロナウイルス感染症対策の強化のための物品の納品及び予算配付について(通知)」も参照いただくようお願いいたします。

記

１　緊急事態宣言の延長に伴う対策強化月間における基本方針

　〇各学校において感染状況に応じて、オンラインを活用した分散登校や短縮授業を実施する。

○公共交通機関が混雑する時間帯をより一層避けられるよう始業・終業時刻の設定を工夫するなど時差通学を徹底する。

２　オンラインの活用

オンラインを活用した教育活動を実施する。特に、９月21日から９月24日までの間の平日においては、人流を徹底的に抑制するため、オンラインを活用した教育活動を全面的に実施する。

(1) 高等学校・中等教育学校・附属中学校

　　〇生徒は学校に登校せず、授業日においてはオンラインを活用した教育活動を実施する。なお、各学校において、クラウド学習支援サービスの活用など、様々なオンライン学習を実施する中で、全ての学校において、全ての生徒が、同時双方向型のオンラインによるＳＨＲや教科等の授業などの活動に取り組めるよう工夫する。

○定時制・通信制課程と島しょの学校については、学校規模に応じて判断する。

　(2) 特別支援学校

○通学区域が都内全域にわたる学校において、可能である場合は、実態に応じてオンラインを活用した教育活動を実施する。

以上